

(和歌山県と同時発表)

平成19年2月26日
厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室
担当:田中、柊 (内線2479)
03-3595-2327

都道府県等から報告されたいわゆる健康食品に係る
健康被害事例について(お知らせ)

本日、和歌山県より別添のとおり健康被害の報告がありましたのでお知らせいたします。

都道府県等から報告されたいわゆる健康食品に係る健康被害については、医師より、当該患者の症状の経過等が明らかにされており、当該製品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報が得られた場合、予防的な観点から、当該製品名、報告自治体、事例の概要を公表することとしています。

今般、この基準に合致するものとして、別添の製品に係る健康被害事例が自治体より報告されましたので、製品名等についてお知らせするものです。

なお、当該製品によるものと疑われる健康影響に関する情報等は十分でなく、また、健康被害の発生には摂取した方の体質や摂取時の健康状態等の多くの要因が影響します。このため、現時点では、当該製品が人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度は明らかではありません。

また、同種の製品については、現時点ではこのような報告は把握されておりませんのでお知らせします。

なお、アレルギー症状の緩和を目的としている製品である可能性があるため、薬事法違反の疑いも含めて現在調査中です。

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課食品衛生班 電話(直通)073-441-2624
担当 川崎・高橋 (内線)2623・2624・2625

健康食品に係る健康被害事例について

医師より、当該製品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報があり、予防的観点から、厚生労働省に報告し、事例の概要を資料提供します。

なお、下記製品によるものと疑われる健康影響に関する情報等は十分でなく、また、健康被害の発生には摂取した方の体質や摂取時の健康状態等の多くの要因が影響することから、現時点では、下記製品が人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度は明らかではありません。

記

1 探 知

平成19年2月24日(土)10時頃、東牟婁郡内の医療機関から「下記健康食品を飲用し、アナフィラキシー様症状を呈した患者を診察した。」と新宮保健所に届出があった。

2 発生の経緯

平成19年2月23日(金)19時頃、当該患者が当該健康食品を1カプセル飲用後、友人とテニスを行っていたところ、約30分後に全身に蕁麻疹が出現し、息苦しくなったため医療機関に受診した。

診療中、口腔内が腫脹して気管が閉塞し、意識不明状態に陥ったため、気道を確保し対症療法を実施した。

患者は花粉症の既往歴があり、当該製品を摂取した直後に全身発疹がでていたため、杉花粉の抗原を摂取したことによりアナフィラキシー様症状を呈したものと診断されている。

患者は2月25日15時頃に意識を回復し、快方に向かっている。

3 患 者

40歳代女性(東牟婁郡内在住)

4 当該健康食品

(1) 製 品 名 : パピラ(花粉加工食品)

(2) 製造・販売者 : 健 森

(3) 製 品 の 概 要 : 杉の若い雄花の芽を採取・摘果後、蒸気殺菌、乾燥、粉碎し、カプセルに充填。

【 参 考 】

アナフィラキシー

特定の起因物質により生じた全身性のアレルギー反応をアナフィラキシーと呼びます。重症になると血圧低下を伴うアナフィラキシーショックという危険な状態になり、死に至ることがあります。発症が非常に急激なのが特徴的です。初期の自覚症状は、口内や唇のしびれ、異常感覚、のどや胸部の狭窄(きょうさく)感、など様々です。他覚症状としては、皮膚の紅潮、じんま疹、冷汗、血圧低下、意識障害、呼吸困難、などがあります。気道狭窄による窒息が主症状になることもあります。